

専決処分報告（調停）

令和5年（2023年）6月12日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る未払賃料請求調停事件4件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
1	令和5年1月16日 札幌簡易裁判所 令和4年(ユ)第71号 未払賃料請求調停事件	厚別区もみじ台団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃合計92,520円を今後分割して令和7年8月末日までに支払う。 (2) 相手方が(1)の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、(1)の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) (2)により市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
2	令和5年2月13日 札幌簡易裁判所 令和5年(ユ)第1号 未払賃料請求調停事 件	北区屯田西 団地の入居 者	(1) 相手方は、本市に対し、市 営住宅に係る滞納家賃及びこ れに対する延滞金の合計 307,060円を今後分割して令和 10年2月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
3	令和5年2月28日 札幌簡易裁判所 令和5年(ユ)第7号 未払賃料請求調停事 件	手稲区前田 公園団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市 営住宅に係る滞納家賃及びこ れに対する延滞金の合計 241,000円を今後分割して令和 8年8月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
4	令和5年3月16日 札幌簡易裁判所 令和5年(ユ)第4号 未払賃料請求調停事 件	東区光星団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市 営住宅に係る滞納家賃合計 110,840円を今後分割して令和 9年11月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。